

# 学割交付について

①

## 1. 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)は、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提とするものではなく、修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限ること

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

(昭和33年7月5日付け文大生第25号 各都道府県教育委員会教育長等あて文部事務次官通達)  
(最終改正昭和62年4月1日)

## 2. 記入上の注意

- 1. 学割はJR線のみで片道101Km以上なければ、発行できません。
- 2. 学割は、本人以外の者が使用すると罰せられます。
- 3. 保護者の随行しない旅行は学割対象になりません。

【注:学割を発行するのに、2~3日必要なことがあります。早めにお出し下さい。】

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

## 学割交付申込書

第 \_\_\_ 学年 \_\_\_ 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_ 保護者認印④ \_\_\_\_\_

身分証明書番号	年齢	生徒住所	乗車区間	行き先	目的	期間
〈記入例〉 1134	13	逗子市久木 7-2-1	逗子駅～松本駅 片道 (往復) 連続 周遊	長野県 松本市	帰省	5日
			片道 往復 連続 周遊			